

令和4年第6回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年6月10日（金） 午前9時30分～午前10時45分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史
10番：小崎 良一	11番：木川 保	13番：西村 隆
14番：草野 義雄	15番：淵上 米作	

（欠席：1名）

12番：一川 清

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：才保 親哉
係 長：大浪 和典	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第12号	農地形状変更届出書について
日程第2	報告第13号	農地形状変更届出書の取り下げ願いについて
日程第3	議案第18号	令和3年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
日程第4	議案第19号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について
日程第5	議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第22号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和4年第6回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、1番の〇〇委員、2番の〇〇委員に指名します。 議案に入る前に、議案書に1か所、追記をお願いします。 議案書7ページ、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」の賃貸借権設定の部1番の案件で、配布しております別紙のとおり、「面積」欄に追記をお願いします。 それでは議事に入ります。 報告第12号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第12号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 造成の理由は、水田としての利用が困難なため、盛土を行い、畑として利用する。ということです。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北町学校給食センターの北東側になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、災害土を用いて1.3m程度盛土し、畑として耕作するということでした。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	6日に〇〇推進委員、事務局と現地へ行きました。説明のあったとおりで、

	申請地は湿田でした。排水等も確保してありますし、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員が言われたとおりです。支障はないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第１２号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第１２号については、これで終わります。 次に、報告第１３号「農地形状変更届出書の取り下げ願いについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の２ページをお願いします。 報告第１３号、農地形状変更届出書の取り下げ願いについて。 農地形状変更届出書の取り下げ願いが下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び造成の理由等は記載のとおりです。 取り下げの理由は、昨年６月に農地形状変更届出書が総会で承認されましたが、その後、宮浦地区公民館の建て替えに伴い、既存の土地では土砂災害警戒区域等に該当するため、建て替えができず、代替地として今回申請地が選定されたことにより、耕作を継続することができなくなったため、農地形状変更届出書の取り下げを行うものです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１３号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第１３号については、これで終わります。 次に、議案第１８号「令和３年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の３ページをお願いします。

議案第18号、令和3年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。

令和3年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本会の議決を求めるものです。

これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況及び活動の点検・評価等を審議し、公表するものです。

それでは、別紙1「議案第18号」により、説明します。

1ページをお願いします。

I「農業委員会の状況」

令和4年3月31日現在の農業の概要及び農業委員会の体制について、記載しています。

2ページをお願いします。

II「担い手への農地の利用集積・集約化」

1. 現状及び課題

これは、令和4年3月現在の農地の集約状況になります。管内の農地面積1,440haに対して、担い手への集積面積324haで、集約率は22.5%です。担い手というのは、認定農業者や新規就農者等になります。課題としては、高齢化及び後継者不足が主な課題と考えられます。

2. 令和3年度の目標及び実績

336haの集積目標に対して、実績は352haで、新規に28ha集積しています。

3. 目標の達成に向けた活動

主な活動実績としては、優良農地の情報収集及び提供を行い、情報提供については、町のホームページに掲載しました。

4. 目標及び活動に対する評価

目標達成ができたため、今後も引き続き、関係機関と連携し、優良農地の情報収集及び提供を行い、農地利用最適化の推進を行います。

3ページをお願いします。

III「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」

1. 現状及び課題

平成30年度から令和2年度までの新規参入の状況になります。

2. 令和3年度の目標及び実績

新規参入は0件で、目標達成とはなりませんでした。

	3. 目標の達成に向けた活動 主な活動実績としては、新規就農予定者に対して、農地情報の提供及び各種事業の紹介等を行いました。 4. 目標及び活動に対する評価 目標達成とはなりませんでしたが、関係部署と連携し、各種情報の提供等、新規就農者への支援と後継者の育成を図ることができました。 4 ページをお願いします。 IV「遊休農地に関する措置に関する評価」 1. 現状及び課題 令和2年12月現在の遊休農地状況になります。農地面積1,610haに対して、遊休農地面積が170haで、割合は10.6%です。 遊休農地面積については、委員の皆様に調査していただいている利用状況調査の結果を基に、数値を出しております。 課題については、耕作放棄地は人的要因と地理的要因が大きな課題と考えられます。 2. 令和3年度の目標及び実績 解消目標30haに対して、実績は0.2haでした。理由としては、令和2年7月豪雨により、被災した農地が多く、災害復旧が最優先であったことから、利用が出なかったことが主な要因だと考えられます。 3. 2の目標の達成に向けた活動 主な活動実績として、農地利用状況調査及び意向調査により、農地の状況把握を行いました。 4. 目標及び活動に対する評価 耕作放棄地解消事業の推進と情報提供を行い、耕作放棄地の解消に努めることができました。 5 ページをお願いします。 V「違反転用への適正な対応」 1. 現状及び課題 これは、令和3年3月末現在の違反転用状況になります。 違反転用面積は0.4haです。違反転用箇所は全て、田川地区の植林になります。 2. 令和3年度実績 増減は無く、0.4haです。 3. 活動計画・実績及び評価
--	--

	主な活動実績としては、是正の意向はありませんでしたが、県と連携しながら、違反転用者に対して、農地の原状回復を図るよう指導しました。 6 ページをお願いします。 VI「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」 1. 農地法第3条に基づく許可事務 1 年間の処理件数は49件、うち許可49件、不許可0件でした。 2. 農地転用に関する事務 処理件数は34件でした。 7 ページをお願いします。 3. 農地所有適格法人からの報告への対応 管内の農地所有適格法人は8法人で、報告数も8法人です。 4. 情報提供等 記載のとおり、情報提供を行っています。 8 ページをお願いします。 VII「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」 記載のとおり、要望・意見に対して対処しています。 VIII「事務の実施状況の公表等」 総会の議事録については、芦北町のホームページで公表しています。 なお、今、説明している「令和3年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」もホームページで公表いたします。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第18号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第18号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第18号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第19号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	議案書の４ページをお願いします。 議案第１９号、令和４年度の最適化活動の目標の設定等について。 令和４年度の農業委員会における最適化活動の目標及びその達成に向けた活動計画について、本会の議決を求めるものです。 これは、農業委員会等に関する法律第３７条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況・活動計画を審議し、公表するものです。 それでは、別紙２「議案第１９号」により、説明します。 １ページをお願いします。 Ⅰ「農業委員会の状況」 令和４年３月３１日現在の農家・農地等の概要及び農業委員会の体制について、記載しています。 ２ページをお願いします。 Ⅱ「最適化活動の目標」 （１）最適化活動の成果目標 ①現状及び課題 令和４年３月現在の集積状況になります。 これまでの集積面積は３５２ｈａで、集積率は２４．７％です。 課題については、高齢化や後継者不足による新たな担い手の育成・確保が大きな課題であると考えます。 ②目標 目標については、新規集積面積を９９ｈａと設定しています。この数値の考え方ですが、令和１１年度までに管内農地面積の８０％を担い手へ集積することを目標に、単年度目標を積算しています。これは、昨年度までの計画と比べ大幅に増えていますが、国の目標設定の変更があり、この変更をもとに本町の現状を踏まえ、設定しました。 （２）遊休農地の解消 ①現状及び課題 利用状況調査に基づく遊休農地は１７０ｈａのうち緑区分の遊休農地が１７０ｈａとなっています。この緑区分というのは草刈り等で直ちに耕作可能となる農地で、黄色区分は草刈り等では、直ちに耕作をすることはできないが、基盤整備事業等の条件整備が必要となる農地のことです。課題については、高齢化や担い手不足のあることが課題としてあげられます。 ②目標
-----	--

	遊休農地解消の目標として緑区分の遊休農地の解消目標を令和４年度は全体の５分の１の３４ｈａを目標として設定し、積極的な農地あっせんを行い、関係機関と連携を図りながら、農地集積・集約化を推進するとしています。 ３ページをお願いします。 (３) 新規参入の促進 ①現状及び課題 令和３年度の新規参入者はありませんでしたが、今後も関係部署と連携を図り、新規就農者の確保に向けて取り組みます。 ②目標 新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積を３．５ｈａとしました。これは、過去３年間の権利移動面積の平均１割で設定しています。 Ⅲ「最適化活動の活動目標」 (１) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 一人当たりの活動日数を月１０日として設定しています。 (２) 活動強化月間の設定目標 活動強化月間を今年度は８月、９月、１０月の３回を設定し、人・農地プランや利用状況調査の話し合い、農業者年金加入活動等に取り組むこととしています。 (３) 新規参入相談会への参加目標 関係団体が主催する就農相談会へ推進委員等が出席し、就農相談やアドバイスの実施を計画しています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第１９号について、質疑ありませんか。 …７番、〇〇委員。
〇〇委員	目標については、わかりました。 これは、誰が実施するということですか。私たちがやらねばいけない目標だと思いますが、その説明をお願いします。
事務局	ご質問がありました、誰がやるのかということですが、説明の中で計画・推進等となっておりますが、農業委員・推進委員を含めたところで、集積・新

	規参入のあっせん等、事務局・農業委員・推進委員で協力して取り組むということで計画しております。以上です。
〇〇委員	新規就農について、候補者がいた時に私たちはどのような手順を踏めばいいか、どのような説明をすればいいですか。
事務局	新規就農の希望者が就農者相談会とか農協等へ相談に来られた場合に、あっせん自体は農協や県の方で行いますので、委員の皆様には、農業経営を行う上でのアドバイスをお願いしたいと思っております。希望者の中に、米がしたい、果樹がしたい、いろんなケースがあると思います。委員の皆様には、得意分野があるかと思っておりますので、希望される土地や作物に応じてアドバイスをしていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。
〇〇委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第１９号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第１９号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第２０号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の５ページをお願いします。 議案第２０号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の２ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、中園公民館の北東側、約１００mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は野菜等を作付けし、適正に管理するということでした。 総会資料の３ページをお願いします。 契約の種類は売買です。

	申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により耕作困難なため、経営を縮小する。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、市野瀬公民館の東側、約120mの1筆と北側、約300mの2筆になります。 現地確認ですが、申請地①は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は柿を作付けする計画で、②及び③については、現在も耕作中であるため、引き続き適正に管理するということでした。 総会資料の5ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足等により耕作困難なため、譲渡する。譲受人は、譲渡人の要望もあり申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を5番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	6日に〇〇推進委員、事務局と現地を見ましたけれども、今後も適正に管理して農地として管理していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	6日に事務局、〇〇委員と現地確認しました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	2番の案件を5番の〇〇委員をお願いします。

〇〇委員	6日に〇〇推進委員、事務局と現地を見ましたけれども、畑について1か所竹などが生い茂っていましたが、適正に管理して野菜等を作りたいということでした。田んぼについても問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第20号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番については、5番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。 (〇〇委員、一時退席) お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 〇〇委員に入室をお願いします。 (〇〇委員、着席) 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の6ページをお願いします。 議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、資材置場です。 総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、白岩公民館の南東側、約100mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で周辺に農地は存在しないため、周辺農地への営農条件の支障はないと感じました。

総会資料の 7 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。
排水は、雨水のみで自然透水となります。

総会資料の 8 ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには申請地のみの 139 m²です。

総会資料の 9 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりには 10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、左官業を行っており、自宅兼事業所の敷地だけでは建設資材の保管場所が不足していることから、申請地を資材置場として利用するため、今回申請するもの」です。

代替性については、自宅兼事業所から半径 200 m 以内の場所で検討し、国道と接している申請地が利便性も良く最適であったため、選定しており、その他、条件を満たす土地は無かったため、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、駐車場です。

総会資料の 10 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、田浦阿蘇神社の西側、約 200 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で周囲に農地は存在しないため、周辺農地への営農条件の支障はないと感じました。

総会資料の 11 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。
排水は、雨水のみで隣接水路に排水する計画です。

総会資料の 12 ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには申請地のみの 13 m²です。

総会資料の 13 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりには 10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、家族全員で車を４台保有しており、現在、近隣の借地を利用していることから、自宅周辺の申請地に１台分の駐車スペースを確保するため、今回申請するもの」です。
代替性については、自宅から水路を挟んだ場所に位置する申請地が最適であったため、代替の可能性がないことを確認しております。
 - 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。
- 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

３番から議案書７ページの７番までと賃貸借権設定の部１番の案件は、同事業の案件ですので、まとめて説明します。

申請地の詳細及び譲渡人・譲受人、賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。

賃貸借権設定の部１番の案件につきましては、最初に説明がありましたとおり、面積の追記をお願いします。

転用目的は、堆積土砂の仮置場です。

総会資料の１４ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、宇ノ木バス停の北側の６筆になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で周囲も山林化しており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

また、申請地⑥については現在、携帯電話の無線基地局が設置されており、平成２４年度に許可不要転用届出が出されておりますので、その面積を除いた面積となっております。

総会資料の１５ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

排水は、雨水のみで自然透水となります。

総会資料の１６ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約０．８ｈａです。

総会資料の１７ページをお願いします。

- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり１０ｈａ以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、昭和３３年より瀬戸石発電所の保守運営を行っているが、度重なる洪水被害等で瀬戸石ダム調整池

	内への土砂堆積が進み、国交省からの指導で堆砂処理対策を見直したところ、現在、保有している土砂仮置場だけでは不足することから、新たに仮置場を確保するため、今回申請するもの」です。 代替性については、申請地以外に条件を満たす土地は無かったため、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	〇〇推進委員、事務局と現地へ行ってまいりました。譲受人が宅地を買われた際に付いてきた畑となっております。畑は荒れていて、どうしようもない状況でした。隣接地の同意及び排水もしっかりされているので、事務局からの説明どおり問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	6日に事務局、〇〇委員と現地へ行きまして、説明のあったとおりですので、よろしくお願いします。
議長	2番の案件は私が担当地区ですので、私が説明します。 申請地は川の隣接地になりますので、水害等を考慮してくださいとお願いしてきました。事務局からの説明のとおり問題ないと思います。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と議長が言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	3番から7番の案件と賃貸借権設定の部1番の案件について、8番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	6日に事務局、〇〇推進委員と現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおり特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。

〇〇推進委員	6日に事務局、〇〇委員と現地確認いたしまして、説明のあったとおりです。安全上も問題ないと感じましたので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第21号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番については、8番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。 （〇〇委員、一時退席） お諮りします。 3番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 〇〇委員に入室をお願いします。 （〇〇委員、着席） 4番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 6番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。 7番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。

	賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 2 2 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 2 2 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の 9 ページをお願いします。 使用賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 1 0 年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 2 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部 1 番については、7 番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。 (〇〇委員、一時退席)

	お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 〇〇委員に入室をお願いします。 （〇〇委員、着席） 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。
--	---